

技術者制度検討会とりまとめ（案）は、  
検討会の御意見により、次ページのと  
おりまとめられました。

# 技術者制度検討会とりまとめ

平成23年6月28日  
国土交通省技術者制度検討会

# 技術者制度検討会とりまとめ 目次

## I. はじめに

## II. 現状と課題

1. 建設産業の現状
2. 技術者の技術力の維持・向上における課題
3. 工事現場の技術者配置における課題
4. 時代の変化に対応した技術者制度の運用の課題
5. 建設工事の実態に即した業種区分のあり方
6. 不正防止における課題

## III. 対策の方向性

1. 技術者に関するデータベースの整備
  - (1) データベースの構築
  - (2) 技術者の現場配置情報の収集
  - (3) 更新要件の設定について
  - (4) データベースの活用と留意事項
2. 時代の変化を踏まえた業種区分の点検
3. その他の課題への対応
  - (1) 専任を求める工事のあり方
  - (2) 国際化との関係について
  - (3) 不正防止対策
4. 継続検討事項
  - (1) 企業との雇用関係について
  - (2) 監理技術者、主任技術者以外の技術者の位置づけ

## IV. おわりに

## 技術者制度検討会とりまとめ

### I. はじめに

建設業は国民生活や経済活動を支える住宅・社会資本を整備するという大きな社会的役割を担っている。特に、品質に優れた建設生産物を構築する観点から、建設業における技術者は重要な責務を負っている。建設工事の適正な施工を確保するためには、所属する企業の技術力を最大限活用しつつ、優秀な技術者が、施工現場等において技術力を十分に発揮できることが必要不可欠である。

このため、建設業法においては、技術者の質の確保及び向上を図るため技術検定制度等を設け、必要な知識や経験を有する技術者を工事現場の監理技術者・主任技術者として配置することを規定するとともに、施工技術等に応じた業種別の許可制度を採用している。このような制度により、専門技術力の向上、技術者の適正配置による建設工事の品質や安全性の確保、さらには不良不適格業者の排除や発注者の保護が図られてきた。

一方、建設投資が減少する中、企業間の価格競争の一層の激化に伴い、労働環境は極めて厳しい状況に置かれており、若い優秀な技術者の確保が困難になるなどの課題が発生し、技術者制度をとりまく状況も大きく変化してきている。

さらに、事業仕分けにおいて、技術者制度の一部を構成する制度である監理技術者資格者証の交付は「廃止」、監理技術者講習は「義務としての監理技術者講習の廃止」という評価結果が出されたところである。

このような状況を踏まえ、技術者制度検討会は、建設業における優秀な技術者の確保・育成、その評価・活用等を効果的に推進し、将来における建設工事の品質を確保するとともに、技術と経営に優れた企業の発展に資する技術者制度のあり方について検討を行うことを目的に設置され、平成22年11月より5回の会議を開催してきた。

本報告書は、これまでの検討結果をとりまとめたものである。

### II. 現状と課題

#### 1. 建設産業の現状

建設投資額が平成4年度のピークから半減する中、建設業許可業者数は平成11年度のピークから17%程度の減少にとどまっており、建設産業は需給バランスが崩れ、激しい競争環境に置かれている。このような中、ダンピング受注による手抜

き工事や品質の悪化、安全対策や環境対策の軽視などの問題が指摘されるとともに、担い手となる技術者の処遇や労働条件の悪化も生じている。

また、国内では建設投資が急激に減少する一方、アジア等では膨大なインフラ需要が見込まれており、海外市場が有望な成長市場と位置づけられている。しかしながら、海外市場での受注獲得競争も激化しており、我が国の建設企業が海外市場へ積極的に進出できるよう、支援策の強化や環境整備が求められている。

## 2. 技術者の技術力の維持・向上における課題

建設工事の現場に配置される技術者としては、建設業法に監理技術者、主任技術者の2つが規定されており、それぞれ必要な資格、役割等が定められている。

一方、建設工事に従事しても、監理技術者、主任技術者以外の技術者については、法律上の位置付けはなく、発注者から監理（主任）技術者として従事した実績を有する技術者の配置を求められることもあるなど、実績が十分に評価されていないとの声も聞かれる。

少子化の進展、雇用環境の悪化や職業としての魅力の低下により、建設業は新規入職者数が減少し、他産業と比べ高齢化が著しい状況にある。今後、豊富な経験を有する世代が引退しつつある局面を迎えるため、世代交代により技術の継承が危ぶまれ、技術水準の維持を危惧する声も聞かれる。また、工事量の減少と退職年齢の高齢化等により、実績を有する一定の監理技術者等が同種の工事に配置される傾向にあり、若い技術者が現場で監理技術者等として実績を積む機会が減少しているという指摘もある。

建設投資が大幅に減少する中で、優秀な若手技術者の入職を促進し、技術力の継承を図っていくためには、業界を上げて総合的な取組を検討することが必要となっている。

## 3. 工事現場の技術者配置における課題

建設工事の適正な施工を確保する観点から、工事現場には一定の国家資格等を有し、雇用関係の明確な技術者を配置することが必要であり、公共性のある施設や多数の者が利用する施設等に関する重要な建設工事で一定額以上の場合においては技術者の専任配置が求められている。騒音、振動等の環境対策、廃棄物処理の適正化、公衆災害の防止といった環境や安全に対する高い社会的要請の中で、多様化、複雑化する工事管理を総括し適正な施工を確保することは一層重要になっており、このような観点から、技術者配置は従来にも増してより適切に行われることが必要となっている。

しかしながら、技術者配置等にかかる監督処分は後を絶たない状況であり、技術

者の適正配置が確保されなければ、建設工事の適正な施工に支障を来すことが危惧されるところである。

配置される技術者の資格や雇用関係、他の工事との重複状況などの確認は、国や都道府県等の公共工事においては、入札契約段階、現場施工段階を通じて監理技術者資格者証や工事实績情報システム（コリンズ）において確認が行われているものの、公共工事の主任技術者や民間工事においては十分な確認が行われていない場合がある。

このような状況は、技術者を適正に配置しない企業が排除されず、健全な競争環境が阻害される恐れがあり、結果として優秀な技術者を確保・育成し、適正に配置する企業が淘汰されることにも繋がりがかねない。

#### 4. 時代の変化に対応した技術者制度の運用の課題

建設工事における技術者に関する制度については、監理技術者制度運用マニュアルを定めるなど、その運用の見直しや具体化を進めてきたが、技術者制度をとりまく状況が変化する中で、専任が必要な請負金額やその運用、企業との雇用関係についても様々な要望があり、見直しが必要な点はないか点検が必要となっている。

#### 5. 建設工事の実態に即した業種区分のあり方

建設工事は、多種多様な専門的技術の組合せにより行われており、それぞれ施工技術上の特性が異なるため、対応した資格等を有する技術者が施工にあたる必要がある。そのため、それぞれの専門的技術分野において建設業を営む者の資質の向上、施工能力を確保することが必要であることから、業種別許可制度が採用されている。

建設工事の業種の区分については、昭和24年の建設業法制定時に遡る。当時は、建設業は許可制度でなく登録制度を採用しており、主として請け負う建設工事について一定期間の実務経験を有する技術者がいれば登録を受けることができ、登録後は、主として請け負う建設工事に限らず、いかなる種類の建設工事でも請け負うことができることとなっていた。

昭和36年には、土木一式、建築一式工事の追加等の改正により26業種となり、登録要件における技術者の資格としてどの建設工事でも実務経験として認められていたものを、主として請け負う工事ごとに当該工事を実施するための資格を有する技術者をそれぞれ必要とすることとなった。しかしながら、主として請け負う建設工事以外も請け負うことができたため、施工能力や技術力がない者も建設業の営業が可能であり、取引市場の混乱、粗雑粗漏工事、公衆災害等が多発していた。

そのため、昭和46年には、建設業者の施工能力の確保を図るとともに、施工技

術の向上による建設業の合理化の推進等の観点から業種別許可制度を採用し、許可を受けた業種のみを請け負うことができることとした。現在の業種区分は、施工技術の相違や取引慣行、業界の実態等を勘案して、この時に設定されたものであり、このことにより、粗雑粗漏工事の防止等により確実な施工が担保され、発注者保護も図られるとともに、専門工事業の地位の安定化や技術の向上が進むなど業種区分は大きな役割を果たしてきた。

その後、社会情勢の変化等様々な要因から、建設業団体から個別に業種区分見直しの要望が出されている状況にあったが、方向性として細分化、大括り化それぞれメリット、デメリットがあり、これまで何度か業種区分の見直しが検討されてきたが具体的な改正には至らず、業種毎の建設工事の内容を定める告示等の機動的な改正により実態に整合させる等を行ってきた。

しかしながら、現在の区分に設定されて以降40年が経過し、ストックの増加、環境重視等建設業を取り巻く社会情勢も変化してきているとともに、建設工事の内容の変化、専門技術の進展が著しい分野もある状況にある。

これらの課題や指摘を踏まえ、現在の業種区分が実態と乖離していないか、多様な視点による点検が必要と考えられる。

## 6. 不正防止における課題

近年、技術検定の不正受験が後を絶たない状況にあり、受験申請書類の様式変更や監督強化を進めてきたが、現在は建設業法上は罰則等の規定はなく、不正な方法によって技術検定を受けたことが明らかになったときに合格を取り消し、合格証明書を返付することが規定されているのみである。

また、技術者の配置に関する違反は、当該工事を請け負った建設業者が監督処分の対象となっており、資格の虚偽表示等の不正に関し、技術者本人に対する処分等の規定は設けられていない。

技術者は、建設工事の適正な施工に重要な役割を担っており、技術者の不正行為に対して更なる防止対策を検討することが必要となっている。

## Ⅲ. 対策の方向性

### 1. 技術者に関するデータベースの整備

#### (1) データベースの構築

技術者の適正配置を確保するため、必要な資格等を有し、雇用関係の明確な技術者本人であることを確認するための技術者に関するデータベースを整備し、発注

者、許可行政庁等がこれに容易にアクセスし確認できるしくみを構築する。データベースは、関連する他のデータベースと相互連携することにより、情報の収集や真正性の確認が可能となるように制度設計されるべきである。これらのデータベースの整備や関連するしくみの整備と併せて、監理技術者資格者証の交付制度は廃止する。

データベースに登録すべき情報項目は、本人性、資格要件、所属建設企業の確認のための現行の監理技術者資格者証の情報が基本となる。また、資質・技術力の維持向上に関する情報（更新の要件に関する情報。後述）についても同様に取り扱い、必要な情報を効率的に登録・確認することができるようにすべきである。

これらの情報項目の他、技術者に関する情報として有効と考えられる情報項目としては、継続教育の履歴、工事实績、主要な表彰実績、主要な民間資格等が挙げられる。

継続教育（いわゆるCPD）は、技術者が自主的に能力を研鑽する上で有効な手法であり、これらをデータベースに取り込むことは、技術者が技術力の向上に取り組むインセンティブになると考えられる。現在各機関が独自に認証等を行っており、データベース利用者が有効に活用できるようにするためには、それぞれの継続教育の目的や認証方法、情報の収集方法等を整理した上でデータベースの情報項目に盛り込むことが必要である。継続教育については、建設系分野に係わる技術者の能力の維持・向上を支援するため、関係学会および協会間での連絡や調整を図ることを目的に設立された建設系CPD協議会もあり、これらの関係機関とも連携しながら、継続教育の取り扱いについて検討を進めるべきである。

また、表彰実績や民間資格についても、対象範囲の設定、情報の収集方法、真正性の確認等に課題があることから、データベースの情報項目に盛り込むためにそれらの課題を今後検討していく必要がある。

## （２）技術者の現場配置情報の収集

技術者の工事实績はデータベースの情報として有効であり、これを現場配置情報として収集するしくみを導入すべきである。

現在、建設業法40条に規定されている工事現場での標識には、企業名、監理技術者（主任技術者）の氏名、専任の有無、資格名等を記載することになっており、これらの情報に加え工事名称、工期、施工場所の住所を収集することで、基本的な現場配置情報は収集することができる。具体的には、技術者若しくは所属企業が、上記の情報をインターネット等を通じてデータベースに入力することが想定されるが、技術者配置に関する責任の所在や効率的な運用を考慮しながら合理的な手続

きを定める必要がある。なお、コリンズ登録される公共工事については、これらの情報は既に収集するしくみが整備されているため、当該情報を活用することが望ましい。

また、建設業の海外展開も考慮すると、海外の工事に従事した情報もデータベースに盛り込むべきであるが、取り込む情報の必要性や活用方法を明確化した上で、情報の収集方法等について今後検討していく必要がある。

技術者の現場配置情報が収集されデータベース上に蓄積されると、技術者本人の工事実績として活用されるとともに、民間工事を含めてシステム上での専任の確認が可能になる。仮に専任に疑義が生じた場合には許可行政庁等に情報提供することにより調査等必要な措置が講じられるとともに、これにより企業や技術者にとって専任違反の抑止効果が期待できる。

### （３）更新要件の設定について

技術検定等の国家資格が更新制でないことに鑑み、また不正を防止する観点から、技術者のデータベースは定期的な更新制を有することが必要であり、更新に必要な要件を、資質、技術力の維持向上の観点からも設定すべきである。

現行の監理技術者講習は、高度な施工管理に必要な科目をその内容としているが、業種毎の専門性や技術者のレベルに柔軟に対応できないという弱点もある。見直しの方向としては、対象とすべき分野は発注者からも施工者からもニーズの高い建設工事に関する法律制度、安全・環境等の施工管理（以下、「必修分野」という。）に限定した最低限必要な学習すべき内容として位置づけを明確化するとともに、建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法については、専門分野、技術水準に応じてニーズが異なることから、各技術者の自主性に任せ、継続教育として取り組まれることが適当である。その際、地域的な条件や企業規模等によって継続教育の受講が困難な技術者もいることが予想されることを考慮し、必修分野に関する学習を受けやすい環境を整備する工夫も必要となる。必修分野の取組みの確認は、更新の要件として設定し、現在のような義務としての講習に代えて、例えば、次のような複数の選択肢を設けるべきである。

- ① 他の技術検定種目等の国家資格の取得
- ② 更新検定の合格（例えば同種の技術検定の学科試験）
- ③ 継続教育（CPD）による必修分野に関する教育
- ④ 必要最低限の知識を習得する学習機会

などが考えられる。

継続教育については、自主的な技術力向上のために有効である反面、必修分野に該当するかどうかの内容の評価や受講確認については継続教育実施機関により異

なるため、今後適用条件の検討等を進めていくことが必要である。

また、優秀な技術者を高く評価する観点から、優良工事の表彰を受けた技術者、一定期間以上監理技術者として配置された実績がある技術者について、有効期間を一定程度延長するなど更新に際し特例措置を設けることも考えられる。

#### (4) データベース活用と留意事項

データベースの活用方法としては、建設工事の入札契約手続きにおいては、発注者が建設会社から提出された配置予定技術者について、氏名やIDからデータベースにアクセスし資格等必要な情報を確認する。また、施工現場においては、発注者（監督職員等）が免許証等本人確認できるツールの提示を求め、疑義がある場合等必要に応じデータベース上で確認することになるが、携帯電話等モバイル機器を活用すれば現場での確認も、より容易・簡便に技術者の資格等の確認が可能になると考えられる。

データベースの情報の公開については、個人情報の保護に配慮しつつ、発注者への情報提供や技術者の社会的なステータスの向上等のためには一定の公開が必要と考えられる。本人性、所属建設業者名、資格要件、更新のための情報項目は、資格者証の提示義務を考慮すれば、本籍や住所を除き、公開して差し支えないと考えられる。一方、工事実績等については、無秩序に公開された場合には技術者の過度の流動化等の混乱が生じることも危惧されており、当面は非公開とすべきだが、将来の建設業のあり方も踏まえながら必要な範囲で情報を公開することについて、今後、業界の意見も聞きつつ対応を検討すべきである。

なお、技術者本人が情報内容を確認し各種証明用にアウトプット等を行うことができるよう、本人の求めに応じてIDカードを交付するなど検討すべきである。

また、技術者のデータベースは、まずは一定規模以上の建設工事において請負人の指導・監督を含む総合的な管理を行う監理技術者を対象として整備されるものであるが、必要な資格等を有し雇用関係の明確な技術者本人が適正に配置されることの重要性は主任技術者についても同様である。不良不適格業者の排除等の観点からも、データベース登録の対象となる技術者の拡充について、検討を進めていく必要がある。その際、元請となる主任技術者、あるいは特定業種について先行するなど、段階的な拡充も有効と考えられる。

また、管理運営に係る費用は基本的には登録する技術者に求めることが、制度の安定性、合理性から適当と考えられるが、現在の資格者証交付の手数料を踏まえてできる限り少ない負担でできるよう適正に設定されるべきである。その際、資格要

件の審査が国家資格による場合、実務経験による場合、あるいは更新の場合など、事務量等の実態に応じた合理的な設定がなされる必要がある。

今後、技術者のデータベースに関する制度設計を進めるにあたっては、監理技術者資格者証の代替だけでなく、多角的な活用の可能性も考慮すべきであり、建設業の海外展開などの新たな動きも踏まえ、技術者制度全般の検討内容と整合を図るべきである。

## 2. 時代の変化を踏まえた業種区分の点検

建設業をとりまく社会状況や建設工事の内容の変化、専門技術の進展の状況を踏まえ、現在の業種区分が実態と乖離していないか、多様な視点による点検を行うべきである。

業種区分の点検にあたっては、まず、基本的な視点として、

○当該工事に必要な技術の専門性（他業種との差別化の状況）

○当該工事に必要な技術の補完性（他業種との共通性）

が挙げられる。また、外形的なデータからの視点として、

○業種別の（若しくは予想される）許可業者数、完成工事量またその動向

○業種別の（若しくは予想される）他業種の許可との重複状況

その他に考慮すべき視点として、

○当該工事の施工場所、施工時期（工程）の共通性

○元請となることが多い業種、下請となることが多い業種を区分しての検証

○当該工事の独立性に関する発注者、建設業界等の認識などの取引の実態

○民間発注者、場合によっては個人が活用することを意識した業種区分のあり方

○関連する法令等の新設など社会的ニーズの発生状況

○関連業界の実態

が挙げられる。これらの視点に基づき、可能な限り定量的、客観的に分析・検証するとともに、エンドユーザーである発注者等の保護に資するよう、建設業界の意見を聴取し、総合的に検討する必要がある。

また、昭和46年に現在の業種区分が設定されて以来40年間見直しに至らなかったことを踏まえ、時代の変化に柔軟に対応できるような望ましい業種区分のあり方についても、今後、研究していく必要がある。

## 3. その他の課題への対応

### （１）専任を求める工事のあり方

公共性のある施設等に関する重要な建設工事については、請負代金の額が 2,500 万円（建築一式工事については 5,000 万円）以上の場合には、監理技術者、主任技術者は工事現場へ専任で配置することが義務付けられている。この請負金額については、物価等の推移を踏まえてこれまで何度か改正されているが、建設物価の動向、請負金額別の件数割合等の統計資料から検討した結果、平成 6 年に改正された現在の金額を改正する理由は見受けられなかった。専任配置により、建設工事の適正な施工が確保され、施工能力を超える過大受注が防止されており、現行の請負金額の水準は維持すべきと考えられるが、次のような観点から専任制の運用について改善を検討すべきと考えられる。

維持管理工事の中には、長期間にわたる工期の工事もあり、現行の規定では、工事の内容や難易度に関係なく請負金額の多寡のみで長期間技術者を専任で配置することが義務付けられている工事がある。工事管理に支障がない程度に現場が近接していること、緊急時に早急な対応が可能であることなどの条件を付すことで、一定の維持管理工事については技術者の専任制について弾力的な運用を可能とできないか検討すべきである。

### （２）国際化との関係について

建設企業の海外展開の支援のための全体的な対策の方向性を踏まえた上で、資格や経歴等を証明する方法として、技術者のデータベースの活用を検討すべきである。

例えば、データベースから必要な情報を技術者本人が出力し、自分の資格、実績等を証明することを可能とすることができれば、海外の入札や営業活動に活用でき、技術者の海外展開の支援につながると考えられる。また、海外の技術者が日本で積んだ工事経験を自国の建設産業の発展等に活かすことも期待できる。

逆に、技術者の海外における工事実績等を技術者データベースに登録できるようにすることも今後検討していく必要がある。

### （３）不正防止対策

現在は建設業法においては技術者個人に対する罰則規定は設けられていないが、建設工事における技術者の重要性に鑑み、適切なペナルティーを設けるべきである。

技術検定の不正受検者については、合格証明書の返付のみでなく、一定期間再受検できない措置が必要である。

また、資格等の虚偽表示、データベースへの虚偽登録等を行った者については罰

則を設けるとともに、一定期間データベースへの登録を認めないなどの措置が必要であり、これにより資格等の信頼性を向上させるとともに、不良不適格業者の排除にも寄与することが期待される。

#### 4. 継続検討事項

##### (1) 企業との雇用関係について

建設工事の適正な施工のためには、技術者本人の技術力と企業の組織的な技術力を相互に十分発揮することが重要であり、監理技術者等には企業と直接的かつ恒常的な雇用関係を求めている。さらに、公共工事については、元請の専任の監理技術者等は入札時に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。

また、この例外として、企業集団を形成する親会社及び連結子会社間の出向社員については、出向者を技術者として配置できることとしている。

これらは、技術者を有しない企業の受注を防ぎ、ペーパーカンパニーを排除する上で重要な規定であり、業界団体のヒアリングにおいても緩和すべきでないという意見も多かった。

この課題は、重層下請構造や企業形態のあり方等、建設業全体にかかる課題と関係するため、これらの動向を踏まえて今後慎重に検討していく必要がある。

##### (2) 監理技術者、主任技術者以外の技術者の位置づけ

将来にわたり建設業界を維持し発展させる若い技術者を育成することは、適正な施工を確保する上で必要であるとともに、建設業全体にとっても中長期的な視点で考えると大きな資産となるものである。

例えば、監理技術者、主任技術者を補佐する技術者（補助技術者（仮称））の役割、位置付けを明確化し、その工事实績等をデータベースに登録し、一定の評価が可能となるようにすることも考えられる。これにより、その実績が技術者のキャリアパスの一つとなり、資質・技術力向上のインセンティブとしての効果も期待できる。

検討に当たっては、監理技術者、主任技術者と補助技術者（仮称）の役割が不明確になることで現場における指揮命令や責任の所在が不明確となるおそれがあること、補助技術者（仮称）が工事の一部に従事する場合や工事における実際に果たした役割を証明する必要があること、どのような資格等を要件とすべきか等の課題を踏まえる必要がある。

#### IV. 終わりに

本検討会では、技術者の資格等の表示確認方策や資質・技術力の維持向上方策、業種区分の点検等を中心に議論を重ねてきた。建設工事の発注者は、企業の技術力や信頼性を一つの評価の指標としてきたが、技術者個人に着目していくことの重要性が再確認された。「Ⅲ. 対策の方向性」において掲げた技術者データベースの整備や不正防止対策も、こうした流れの中に位置付けられるものであり、将来の建設業のあり方も踏まえながら、総合的な観点から技術者個人を評価するための基盤づくりを進める必要があると考えられる。

優秀な技術者の確保・育成については、技術者データベースの整備や継続教育履歴の登録などを技術力向上のインセンティブとして、技術者が自主的に研鑽に励むことを期待するが、各企業における取組はもちろん、業界団体、学会等の協力も不可欠であることは言うまでもない。優秀な技術者が施工現場等で活躍できる環境が整備され、次代を担う技術者が積極的に資質・技術力の向上に励むことができるよう、関係者による総合的な取組が行われることが必要である。

技術者制度に係る関係機関と連携を図りながら、今後、施策の具体化が図られることを期待するものである。

## 技術者制度検討会委員名簿

遠 藤 和 義	工学院大学工学部教授
大 橋 弘	東京大学大学院経済学研究科准教授
◎小 澤 一 雅	東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授
高 野 伸 栄	北海道大学大学院工学研究科准教授
畠 中 薫 里	政策研究大学院大学准教授
深 尾 精 一	首都大学東京都市環境学部教授
保 田 眞紀子	弁護士

※ ◎ : 座長

(五十音順、敬称略)

## 技術者制度検討会の開催状況

<第1回> H22/11/19

- 技術者制度をとりまく現状と最近の動向
- 事業仕分けの評価結果と関係機関等からの意見聴取

<第2回> H22/12/24

- 建設業団体及び発注者アンケート結果
- 監理技術者資格者証の交付及び監理技術者講習のあり方についての基本的方向
- 技術者制度の課題整理

<第3回> H23/5/27

- 技術者データベースについて
- 業種区分の点検について
- その他の技術者制度に係る点検について

<第4回> H23/6/17

- 業種区分の点検の視点について
- 技術者制度検討会のとりまとめ（たたき台）について

<第5回> H23/6/28

- 業種区分の点検の視点について
- 技術者制度検討会のとりまとめ（案）について